

減免団体の分類と対象施設

【登録が必要な団体】

	減免団体登録の分類			
	I 市民活動団体	II 青少年団体	III 高齢者団体	IV 障がい者団体
コミュニティ・センター	—	—	—	○
農村女性の家				
メイトム宗像	○	○	○	○
大島福祉センター				
学校開放施設	▲	○	○	○
体育施設	▲	○ (参加団体の2/3以上が青少年団体である大会・イベントに限る)	○	○
有料公園				
陶芸施設				
正助ふるさと村	—	—	—	○
大島観光休憩所				

○：全額免除 ▲：半額減額 —：減免なし

団体本来の目的に使用する場合があります。

【登録が不要な団体】

	コミュニティ 運営協議会	スポーツ協会 文化協会	市、市の主催・共催、 市内の小中学校、 幼稚園、保育園、 学童保育所など
コミュニティ ・センター	○ *1	—	○
農村女性の家			
メイトム宗像	—	○ *2	
大島福祉センター			
学校開放施設	○		
体育施設	—		
有料公園			
陶芸施設			
正助ふるさと村			
大島観光休憩所		—	

*1 コミュニティ運営協議会が、特に必要と認める団体も全額免除

*2 宗像市スポーツ協会又は宗像市文化協会の活動で、市民を対象として開催する大会等に利用する場合